

## 第10回

### 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年6月17日（水）

午後2時56分～午後5時35分

場所 県庁6階 第1特別会議室

（午後2時56分 開会前）

**○委員長** 開会する前に、ちょっとだけ打ち合わせしましょう。

きょう質問の予定の方、3名ですね。とりあえず順序を整理しておいたほうがいいと思うので、それをお諮りするのですが、きょう農水のほうの漁港漁場課と従来どおりの土木のほうから来るのですが、どっちから先にしましょうか。

**○委員** きょうヒアリング項目を出してありますけども、とりあえず漁港漁場課から聞いて、それほど長くはならないと思うのですが、私のほうを先に聞かせていただいて、そのあとほかの委員に聞いていただければと思うのですが。

**○委員長** という希望がありますけど。

**○委員** 私は確認だけですので、最後で結構です。

**○委員長** それでよろしいですか。

**○委員** そうですか。

**○委員** 大丈夫です。

**○委員** ではそのあと、委員の後にやらせてもらって。私はちょっと長引きそうなので。

**○委員** そうですか。

**○委員長** とりあえず農水からという形にしますね。それから、この土木建築部と農林水産部、海岸防災課とそちらの漁港漁場課のほうは、一緒でもいいですか。別々がいいですか。

**○委員** とりあえず漁港漁場課を聞きますか。

**○委員長** 別々にしましょうか。

**○委員** 多分そんなに長くはないと思うので。

**○委員長** ということでよろしいですか。

**○事務局** 農林水産部だけ先に入れるわけですか。

○委員長　　そうです。そういうことです。そういうことですよね。

○委員　　はい。

○委員長　　ではそういう形で。

それから、別にそちらのほうは予定してなかったということであったにしても、この質疑の中で適宜質問したい事項が出てきたら、気になさらないでやっていただきたい。そういうようなことでよろしいでしょうか。

○事務局　　農林水産部は一旦終わったあと、待機させますか。それとも帰していいですか。

○委員長　　どうですか。

○委員　　特に関連がなければ、帰ってもらっても構わないと思いますが。

○委員長　　聞いた時点で決めましょうか。いいですよという、どうですかね。

順序は委員から先にさせていただいて、その後、それに関連して質問があれば、とりあえずそちらのほう、要するに先にやっていただいて、それからその次にという形にしましょうか。

それから、委員のほうはどちらのほうですか。防災のほうですか。

○委員　　漁港漁場課の皆さんに1点だけ、委員の質問の後に私が聞く形に。

○委員長　　という形にしましょうか。

○委員　　1点だけです。

○委員長　　それから、海岸防災課のほうについては、委員は海岸防災課のほうですか。

○委員　　この前の確認です。

○委員長　　海岸防災課のほうについては、委員から先という形にしましょうか。ほかに海岸防災課について。

○委員　　一番最後で、委員の後で。

○委員長　　委員の後でという順序で、委員、委員という順序でしましょうか。それについても適宜関連する事項があったら聞いていただくというようにしましょうか。

ほかに何か打ち合わせしておくことはありますか。始まる前に。よろしいですか。ということで定刻ですかね。そういう形で、始めてよろしいですか。

---

(午後3時　　開会)

## 1. 開 会

○委員長　それでは定刻になりましたので、これより第10回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

本日も、今ここで取り決めしましたとおり関係職員の方からのヒアリングを実施したいと思います。

きょうは農林水産部の漁港漁場課と土木建築部の海岸防災課という順序で、別々にお入りいただきて行いたいと思います。

~~~~~

## 2. 関係職員からのヒアリング

(関係職員入室)

○委員長　どうもご苦労さまです。どうぞおかけください。

それでは、事務局のほうからご紹介をお願いします。

○事務局　本日は●●より、●●、同じく●●、同じく●●、●●の●●がお越しになっています。

○委員長　きょうはよろしくをお願いします。

それでは、先ほど打ち合わせをしました順序に従って、委員のほうからお願いします。

○委員　委員の●●です。私のほうから先に質問しますので、よろしくをお願いします。

今回の埋立申請については、漁港漁場課も審査を担っているというように聞いておりますが、確か港湾法ですか、免許権者が港湾管理者ということになっているのですよね。

○職員　うちのは港湾ではなくて漁港管理者です。

○委員　漁港管理者という形になっているわけですね。この埋め立ての免許については、漁港については漁港管理者が有しているということよろしいですか。

○職員　漁港区域内における埋め立ての免許は、県の規定によって、漁港を管理している知事が承認しております。漁港の管理者というものは県知事もおりますし、例えば辺野古漁港であれば名護市長が管理者になります。

管理者権限ではなくて、あくまでも知事権限ということになっております。

○委員　ちょっとそのあたり法的なこともあるので少し説明していただきたいのですが、今回の純粋に手続的な問題をまずお聞きしたいのですが、今回、知事が承認をしたということで、埋め立ての承認という手続がされていますよね。

いわゆる公水法では、免許権者は知事ということになっているわけですね。港湾法の第58条2項では、港湾については港湾管理者が行うというように規定されているようなのですが、これとの関係でこの辺野古漁港は、港湾法58条2項の港湾にあたるわけですか。それともあたらないわけですか。

**○職員** あくまでも我々が所管しておりますのは漁港漁場整備法でありまして、漁港区域内の行政に関しましては漁港課の知事といたしますか、漁港を所掌する知事が権限を持っているということになります。港湾区域に関しましては、我がほうで所掌しておりませんので、それについては今これはお答えできません。

**○委員** 辺野古漁港は、とりあえず港湾法の適用で皆さんのほうで審査したというわけではないということですね。

**○職員** はい、そうです。

**○委員** わかりました。先ほど言った法律の名前は何とおっしゃいましたか。

**○職員** 漁港漁場整備法です。

**○委員** 整備法、これはどのような規定になっているのですか。この埋め立ての関係で。

**○職員** 漁港規定ですか。

**○委員** この埋め立てについてですね。そういう漁港についてどういう扱いをするというように規定されているのか、ちょっと説明をしてもらえればと思うのですが。

**○職員** これは地方自治法の法定受託事務になっておりまして、漁港区域内の埋め立てに関しましては、都道府県知事に委任されております。

**○委員** なるほど。その知事に委任されているので、皆さんのほうで漁港区域内については現場の審査を担当したということですか。

**○職員** はい、そうです。

**○委員** 今回の場合、漁港区域というものは、いわゆる作業ヤードとして予定されている辺野古漁港の周辺というか、その部分ですよ。

**○職員** はい。

**○委員** 先日、審査の担当者のお名前などを出していただいておりますが、大体●●ですか。

**○職員** はい。私が当時の●●をしておりまして●●でございます。

**○委員** ですね。今回の漁港課で審査をした対象というか、内容というものは、大ま

かにいうとどういふことを審査したのですか。

○職員 あくまでも公有水面埋立法に基づく審査基準、県が定めた審査基準に基づいて審査は行っております。よって、あくまでも漁港区域内の今回また約5haの範囲を我が漁港漁場課のほうで審査をいたしております。

○委員 対象の土地というか、対象地とは作業ヤードということではわかるのですが、今おっしゃった審査基準が一般的な審査基準になっていますよね。形式基準と内容審査となされて、内容審査は必要性から免許基準があつて、免許基準の中にこういう1号、2号、3号などがありますよね。これは一応全部審査をするという建前になるわけですか。形としては。

○職員 はい、そうです。あくまでも法律は公有水面埋立法でございますので、港湾にしろ、漁港にしろ、一般海岸にしろ、基本的には一緒でございます。

○委員 そうすると、ここの審査基準全般を一応審査するという建前で審査をするという形になったわけですね。

○職員 そうです。

○委員 その審査の状況というのですか、一方では本体部分は海岸防災課が審査していますよね。その審査のやり方というものは、場所など、メンバーはお伺いしましたが、この海岸防災課とはどういう関係というか、もう全く平行、何というかあまり関連性がなくてずっと来ているのか、一体になってやっているのか、このあたりはどうですか。

○職員 審査等につきましては、常に一体となって情報交換もしくはお互いの説明等を受けながら、常に共有しながら進めてまいりました。

○委員 場所的には同じ場所ですか。その担当者が控えている、使っている部屋は。

○職員 違います。あくまでも我々は漁港漁場課という部屋でありまして、土木さんのほうは海岸防災課という部屋ですので、お互いが行ったり来たりという。

○委員 何か特別な部屋を用意して、そこで審査をしていたというように海岸防災課のほうは聞いているのですが、その部屋に一緒に行つてやっているというわけではないわけですか。

○職員 常に一緒ではなくて、会議を持つたり、お互い疑義があつた場合に行つたり、逆にまた海岸防災課のほうから我がほうに来ていただいて調整したりというような、常に一緒にやつてまいりました。

○委員 なるほど。それで審査をしますよね。いろいろ今言つた審査基準に沿つて審

査するということなのですけど、審査の過程があると思いますけど、始まったばかりから、ある程度検討してきた段階、それから最終的に審査結果を出す段階などがありますよね。まずその途中の、今回審査をずっとやっている段階で、この審査のいわゆる方向性など、こういうものは何かまずはペーパー的なもので残すなどということはありませんか。

○職員 お互いの審査表でもって共有した形で作業をしていました。

○委員 今の話は、最終的な審査結果の段階の話ですか。

○職員 はい。

○委員 皆さんも審査基準に基づいて、審査結果をおつくりなっているのですか。

○職員 基本的には審査基準というものは全く一緒でございますので、左側のほうに審査項目がございまして、そこにチェックしていくということで、基本的には同じ表を使いまして、それぞれ意見をそこに書き込んでいくという形。

○委員 書き込んでいくという形ですね。それで最終的には、審査結果をこの審査表で出しますよね。

○職員 はい。

○委員 それは漁港漁場課でまず自分の分をつくったという過程ですか。つまり漁港漁場課独自の審査の結果表をつくられたのかどうなのかということなのですけど。

○職員 それは独自ではなくて、あくまでも審査項目というものは決まっていますので、あとは左側のほうにお互い同じ表を使ってやっていったということです。

○委員 同じ表ということは我々もいただいてわかるのですが、それを使うときに、海岸防災課は当然主になってやっていますから、自分で審査結果の表をどんどん、ある程度つくっているわけですね。海岸防災課がつくった表は提出されているわけですが、それとは別に漁港漁場課もこの審査表をつくって、それを海岸防災課とすり合わせをしてやったのかどうなのかということなのですけど。

○職員 ほとんど同じ表に、密に行ったり来たりしていますので、そこに書き込んでいくという形で。

○委員 同じ表に。

○職員 はい。

○委員 その同じ表というものは、どこが主に管理しているわけですか。

○職員 管理は海岸防災課のほうで。

○委員 海岸防災課が。

○職員 はい。

○委員 そうすると、今回提出されている内容審査、審査基準の結果がありますよね。これは一応海岸防災課が作成したということだと思うのですが、その海岸防災課が管理しているところに行って、ここの部分は「適」や、ちょっと問題など、こういう感じでやるのですか。

○職員 すみません。管理というと、一元的に向こうが管理しているわけではなく、お互いにペーパーを書き込んだりしてやっていましたので、向こうが管理ということはちょっと。

○委員 審査基準の表のペーパーを書き込んだものを回して集約していくという、そんな感じですか。

○職員 はい。

○委員 そのペーパーの書き込んだ表というものは残っているのですか。

○職員 それは残ってないです。ほとんどある程度書き込んでいくと、残ってないかと思います。

○委員 残ってない。それは紙としてプリントアウトして、書き込んで渡すわけですよ。今は残ってない？ もう処分されたということですか。

○職員 はい。そうですね。ある程度整理していきますので、古いのはそれなりに処分してきたと思います。

○委員 最終的な知事の決裁の段階で、稟議書が上がっていますよね。それにこの審査結果も付けられて稟議書が上がっていますね。

○職員 はい。

○委員 これは確か海岸防災課の説明だと12月の末ぐらい、23日ぐらいですか、東京での知事の説明の後に、年内に決裁をするという指示があって、それで稟議書をつくり始めたということなのですが、一応、漁港漁場課のほうにはその点について何か指示が来ましたか。

○職員 それについては承知しておりません。

○委員 12月23日に知事に審査状況を説明するというので、東京で説明しているということはご承知ですよ。

○職員 それは存じております。

○委員 その後、年内に決裁をするという知事の意向が、皆さんのところにも伝えら

れてきましたか。

○職員 その辺は承知しておりません。

○委員 していない。そうすると稟議書自体は、漁港漁場課としては、作成には直接は関与してないという感じですか。

○職員 作成はあくまでも埋め立てに関する免許に対する稟議でございますので、土木建築部のほうで起案していただいて、当然、漁港漁場課もこちらにありますように、順番からいいますと●●が5番、●●が6番ということで稟議はいたしております。

○委員 稟議はですね。

○職員 はい。

○委員 実際の稟議書の作成作業、いわゆる添付されている審査基準の表、内容審査の表ですね。これは知事の23日の意向がはっきりしてから作成に取りかかったように聞いているのですが、この表の作成には、どの程度、どういう形で関与したのか、関与していないのかというところで。

○職員 一応漁港漁場課にかかわるものにつきましては、最終的に第4次の質問までさせていただきますと、4次の回答がおそらく12月17日ごろにあったかと思えます。それを踏まえまして、漁港区域に係るものにつきまして大方の審査が、我々としては、その結果を踏まえて、大方は済んだということで、おそらく20日前後に当時担当を総括してしました●●のほうから終了の話がありまして、それで統括監、農林水産部長に状況については説明したかと記憶しております。

○委員 4次質問の12月17日ごろには、おおむね審査は終わっていたということですか。

○職員 はい。

○委員 今のお話だと。

○職員 4次質問の回答が17日にごさしましたので、その結果を踏まえて大方の審査は我々としては終了したと。

○委員 この審査が終了した内容については、主管というか主な担当である海岸防災課に一応お伝えするわけですよね、審査の結果を。これはどういようにお伝えしたわけですか。

○職員 具体的に完了しましたという形ではなくて、ほとんど毎日行ったり来たりしていますので、その過程でそれなりの説明はしてきたとっております。毎日のこいう

行き来。

○委員 はっきりこれが漁場課の結論ですよというものを、はっきりした何月何日に伝えて、審査を終わりましたという感じではないわけですか。

○職員 そうです。

○委員 審査が終わりました、自分たちの結論はこうですよというものを、例えばペーパーで送るなど、そういうことはないですか。

○職員 はい。そういうペーパーでのやりとりはしておりません。

○委員 そうすると、日常の行き来の中で漁場課の考えを伝えたということですか。

○職員 はい。常に作業と一緒にやっておりましたので、回答についてもお互い同じペーパーをもらっていますので、そういうことでほとんど一緒の作業ということで、状況については並行して漁港漁場課も海岸防災課も把握していたものと思っております。

○委員 なるほど。そうすると漁場課の意見が形として、別途ペーパーやデータで残っているという、そういうわけではないわけですか。

○職員 そうですね。そういうわけではありません。

○委員 それから先に進みますけれども、この審査の過程でいろいろ議論されたと思うのですが、特に議論になった問題や、あるいは検討を特に必要とした問題など、そういうものは何かございましたか。

○職員 特に必要性についてということと、辺野古川については検討しました。

○委員 これをちょっと中身をご説明していただけますか。

○職員 はい。要するに作業ヤードの必要性、それから必要なメニューにつきまして、1次、2次、3次と質問を投げて、その回答を得て審査をしてきたということです。

○委員 これは最終的には、結局「適」という判断になっているわけですね。

○職員 はい。さようでございます。

○委員 必要性についても。

○職員 はい。

○委員 辺野古川は、具体的にどういうところが検討事項になったのですか。

○職員 辺野古川につきましては、水位がどの程度上がるかということで検討をしていただきました。断面が変わってくるものですから、そこで水位がどの程度上がるのかということを質問させていただきました。それが3次でいう結果として報告していただいて、3.8cm河口部で上昇するという結果をいただいております。

**○委員** あと、名護市長の意見がありますよね。例えば、特に松田の浜などについて指摘されていますよね。これについては何か検討されましたか。

**○職員** 松田の浜につきましては、1次で質問させていただきまして、事業者のほうで、活動の場を移動することを含め、埋立承認後周辺自治体と協議するという確認をしております。

**○委員** 最終的には「適」になっていますかね。この部分も。

**○職員** はい。

**○委員** 名護市長の意見だと、6ページぐらいにいわゆるハーリー等の行事が行われたり、そういう伝統文化が催されたり、地域間の交流の場所であると、そういうものが失われるのではないかという意見があって、地域社会にとって1号の審査基準の(1)の関係だと思うのですが、1号の審査基準を見てみまして、1号の(1)埋め立てにより、地域社会にとって生活環境等の保全の観点から見て、現に重大な意味を持っている干潟や浅海、それから海浜等が失われることにならないかということで審査基準が立てられていますね。

**○職員** はい。

**○委員** 海浜、松田の浜が失われるということ、埋め立てたらそういう結果になるわけですが、ですからあとは生活環境等の保全の観点から、現に重大な意味を持っているかというところでの判定になると思うのですが、これは重大な意味は持っていないという結論ですか。

**○職員** 松田の浜につきましては、キャンプ・シュワブ制限区域内に位置しておりまして、網漁業が禁止されるなどの制限が既に行われている水域であるということと、それから埋め立てにより松田の浜の一部が失われるが、航海の安全や豊漁を祈願する海の神事等、ハーリー等ですけれども、それについては、事業者が活動場を移動することを含め、埋立承認後周辺自治体と協議するということを確認しているということと、また共同漁業権を有する名護漁業協同組合からは埋め立ての同意が得られているということ、このような状況から判断すると、地域社会にとって生活環境等の保全の観点から現に重大な意味を持っている干潟が失われることには該当しないものと考えております。

**○委員** ちょっとつながりが本当にそうなのかという気もするのですがね。例えばキャンプ・シュワブ内にあるということですが、でもキャンプ・シュワブ内ではない浜もありますよね。全部がキャンプ・シュワブの中にあるのですか。松田の浜というところは。

○職員 制限水域内に入っております。

○委員 制限水域と海浜とわけて考えたいのですけどね。水域は確かにそういうところが多いと思うのですけど、今要件の審査基準でいっているのは海浜等が失われるかということなので、水域がどうということは直接はあまり関係ないのではないかという気もするのです。海浜自体が失われるかということで、それに対する答えとして水域がもう既に制限水域だからと言っても、何か直接答えていないのではないかという、そういう気がするのですよね。一応松田の浜という行事がされているところは米軍基地内ではない、米軍基地外ですよ。

○職員 はい。

○委員 ですよ。ですから、もともと制限水域だとかいう話とはちょっと違う話なのではないかという気がするのですね。

だからそこでいう、例えば共同漁業権者が同意しているなどということも、それは海浜、浜自体を、海の例えば漁業権をどうするこうするというのだったら、そういう理由で説明ができると思うのですけど、海浜、浜自体をどうするかという、価値がどうかということについて、漁業者の同意があるからということ、ちょっと正面から答えてないのではないかという気がするのですね。今、一応漁港漁場課が「適」とした判断理由は、今言ったような理由でということですか。

○職員 はい。あくまでも公有水面という観点から考えております。

○委員 公有水面という観点から考えるということとはちょっとわかりにくいので、具体的にはどういう趣旨ですか。

○職員 今回、公有水面埋立法でございますので、公有の水面を埋め立てることによって影響云々ということで審査をしているところでございます。

○委員 ですよ。それで埋め立ての審査基準で、今回1号の(1)はそういう審査基準ですよ、海浜等が失われることにならないかという審査基準を立てて、海浜が失われることは確かでしょうね。埋め立てられるわけですからね。そうすると問題は、いわゆる生活環境等の保全の観点から現に重大な意味を持っているかということであるわけですよ。

だから先ほどのご説明は、海のエリア、海域のエリアでのお話はお話としてあるのだけど、海浜自体についてのご説明はちょっとないのではないかと、そういう気がしたものですからね、お伺いしました。私はこの程度にしますので。

○委員 委員の●●でございます。

時間の関係があるので手際よく質問させていただきますが、第8回の委員会で当時海岸防災課で審査を担当しておられた●●、今●●のほうで●●をされておられますけれども、●●にお伺いをしまして今の松田の浜の問題、ハーリーの場の問題でございますけれども、この件については担当は海岸防災課の皆さんではなくて漁港漁場課の皆さんだということで、第8回の委員会のところではそのところが残ってしまったわけですが、第9回の方に、前回でございますけれども、海岸防災課の立場だった●●が、漁港漁場課の皆さんとこの件について協議したかということをお伺いしましたところ、まだだということだったのですが、私がお尋ねしたい件は既に伝わっているのではないかと思いますので、埋立承認が2013年12月27日にされて、それから半年たった今年の6月16日の第8回の百条委員会で、防衛局の●●が、質問したのは●●委員ですけれども、このハーリーの場を移さなくちゃならない、移すことについては周辺自治体等と協議をすると、こういうことで言って皆さんに説明をしたわけですが、その協議はなされたのですかと質問をしたところ、●●は「現在のところまだ協議を始めておりません」と回答されているわけですね。この件はご存じですか。

○職員 はい。

○委員 で、私はそれで●●に、漁港漁場課の皆さんにその後のことをぜひ聞いてくださいとお伺いした。その結果はどうでしたかと前回お伺いしたところ、まだ相談していないということなのですが、きょうは漁港漁場課の皆さんがお出でになっていますので、この件について今の状況を事業者の皆さんは、このハーリーの場の件について周辺自治体等との協議を始めているのかどうなのか、その辺は漁港漁場課の皆さんは把握されているのかどうなのか、ここをお伺いしたいと思います。

○職員 この件につきましては、我々のほうも今年の6月ですけれども、防衛局のほうに担当の者が確認をしたところ、まだ協議はしていないという回答を得まして、それ以降我々のほうとしても確認はいたしておりません。

○委員 おりません？

○職員 はい。

○委員 今の今年の6月、問い合わせをされたということは。6月16日の百条委員会の前でございますか、後でございますか。

○職員 後だったと思います。

○委員 ということで、しかしこの件は、先ほど委員のほうからもありましたように、

この埋立承認免許条件の4条1項1号の審査基準からいえば、第1号でしょうか、埋め立てにより地域社会にとって生活環境の保全の観点から見て現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等が失われることにならないかと、これは皆さんは「適」の判断をされていますよね。

**○職員** はい。

**○委員** それで、「適」の中にこの協議をするということは入っていたのでしょうか、入っていなかったのでしょうか。

つまり事業者の皆さんが、ハーリーの場を移すことについては周辺自治体と協議をしますと、この彼らが約束したことは、必ず実行されるという前提で「適」とされたというように考えてよろしいですか。

**○職員** はい。

**○委員** それが去年の6月の時点ではまだ実行されていなかった。その後も確認はされていない。よろしいでしょうか。

**○職員** はい。

**○委員** 今の点が1つです。それからあと1つです。実は今の点だけのつもりだったのですが、辺野古川についても、この辺野古川が氾濫するかどうかということは、これは海岸防災課の担当ではなく、漁港漁場課の皆さんの担当、この理解でよろしいですか。

**○職員** はい。

**○委員** そうであれば、すみません、よろしいでしょうか。

**○委員長** はい。

**○委員** この件についてお伺いしたいと思いますけれども、先ほど●●のほうからいただいたご説明では、私のほうでは2次質問、2次回答、3次質問、3次回答で、両方先ほどご説明があった辺野古川がどうなるのかということで、不等流解析をして約4cm以内ということは3次回答になっておりますけれども、そのことについてお話しいただいたわけですが、この不等流解析の結果、これは不等流解析のそのものの結果が皆さんのところに来たのでしょうか。

**○職員** はい。3次回答の資料の中に、かなり詳細な説明が。

**○委員** 31番ですね。31番の1)ですね。

**○職員** 31番の1)の資料の中で例えば見ますと、32ページというものがございましてよろしいでしょうか。

○委員 これは回答書のほうですか。

○職員 はい。詳細に書かれた回答書。

○委員 すみません、それは我々いただいているものでしょうか。

○事務局 もらっていると思います。

○委員 何ページですか。

○職員 32ページ、不等流計算及び結果の整理というものがあります。資料の25番。資料31の1、P6です。

○委員 資料の25番、もう一度すみません、資料25番の、資料31の1ですか。

○職員 はい。

○委員 (資料確認)わかりました。

それでこの件に関してあと1つお伺いしたいのは、沖縄県は事業者の皆さんに対して、特にこの環境保全の前提となる環境アセスの実施については、沖縄は台風県であるところから、複数年で調査を実施するよという要請をしていたと思いますけれども、きょう別件で私のほうで1枚カラーのものが配られていると思いますけれども、この調査をしたところでは台風らしい台風がなかったのですよね。(※図表 表1 環境影響調査期間中の台風データとその際の波浪データ)この1枚紙のこういうものがあると思いますけれど、この下が台風でございますが、この環境影響評価は、平成19年(2007年)と平成20年(2008年)に実施されているのですが、このうち台風4号というものが、これはかなり大きかった異常波浪、数年に一度のものなのですが、ところがこれが観測されていないのです。つまりノーデータとなっていると思います。またこの事業者の皆さんにおいては観測体制が整っていなかったために、例えば中城湾では13.61mというものがありますけれども、この辺野古・大浦湾では観測ができていないわけです。

結局のところ、2007年、2008年は、この異常波浪といえるような台風は、結果来なかったわけでございます。そういう形で、これはこの辺野古川の件だけではないのですけれども、全ての生き物に対する影響も含めて、沖縄は台風県であることを考えると、数年に一度襲ってくる強い台風、それによる影響がわからないデータでやっているわけなのですが、その辺は辺野古川の浸水問題について、これは特に影響はないと、この不等流計算でやればよいというご判断でしょうか。

○職員 あくまでも今回不等流ということで、上流から流れてくる水に対して計算をしたところであって、今回の波浪計算につきましては、ちょっと状況について私のほうで

は、当時の総括のほうでやられていたかと思いますが、ちょっと今私のところでは確認できていません。

○委員　ちょっと戻りますけれども、公水法の第2号要件、埋め立てが災害防止に十分配慮したものであること、これは求めていますよね。これはよろしいですよね。

この件について、当時は審査をされていたのはどなたですか。災害防止ということで。

○職員　審査は当時の●●が総括をしまして、その他の主に事務的なものは●●のほうでやっております。

○委員　●●のお名前はという。

○職員　●●と申します。

○委員　●●ですね。この稟議書に印鑑を押されている方ですね。

○職員　はい、そうです。

○委員　この災害防止に十分配慮という場合に、この災害防止に浸水被害防止は含まれるというように考えてよろしいですか。

○職員　はい。

○委員　それで、2号要件に関する県の審査事項は1から7まであるわけですが、1から4は環境保全に関する審査事項で、災害防止に関する審査事項は5から7でやると、その3点であるというように考えてよろしいですか。よろしいですね。

○職員　はい。

○委員　それではお伺いしますが、浸水被害防止の観点から審査事項5、6、7のどれでしょうか。

○職員　基本的には7と考えております。また今回辺野古川においては、流出した土砂や流木等が与える影響という観点からも、我々としては4も該当するものとして今考えております。

○委員　7あるいは4だということですが、皆さんは審査される際に、この辺野古川の件に関しては第2次質問、第3次質問されているわけですが、そもそもこの埋立願書、2012年3月22日に出された願書には、アセスに基づく環境保全措置の文書がございますよね。で、災害防止はこうするという文書は埋立願書のどこにあるのでしょうか。

つまり私がお伺いしたいのは、2号要件は環境保全に十分配慮と同時に、災害防止に十分配慮なのですね。そうすると事業者が環境保全に十分配慮しているかどうかは、アセスに基づいて書かれた環境保全措置、環境保全に関して講ずる措置という図書があります。

これを読むことになるだろうと。

そして皆さんは審査の際に、災害防止に十分配慮しているかどうかということ判断する図書としては、埋立願書の何が用いられたのでしょうか。

**○職員** あくまでも第7号の災害の防止という観点から、今の辺野古川の不等流計算に基づきまして、水位が4cm程度であるということと、それが通常河川的设计における余裕高60cmの範囲内におさまるということで、災害対策としましては、その範囲内ということとでそれを確認したということでございます。

**○委員** つまり●●がおっしゃるのは、辺野古川については気になったので問い合わせたと。2次質問、3次質問とやっただと。それに対して、不等流解析をしてこういう結果が出たという形で、一応それは確認したと。

私は、当初はそこから質問を始めたのですけれども、私が最後のほうでお伺いしたのは、ここで言っている2号要件の災害防止に十分配慮ということは、辺野古川だけではなくて、あそこで埋立地をつくることによって当然海流も変わりますし、潮流も変わります。台風が来たときにどういう影響が出るのかということ、辺野古川だけではないわけですよ。

そういうこと全般に関して、我々はこういうように災害防止ができると思いますということを、事業者の方は埋立願書のどこに書いてあるのでしょうかということ、つまり皆さんが審査をするときに、皆さんが気づいて質問をするということももちろんあるでしょうけれども、それ以前に彼らが、災害防止についてはこういうように配慮をしていますということを、埋立願書の中になくて皆さんは審査をされているのか、あった上で審査をされているのかをお伺いしているわけです。

**○職員** 7号要件は、あくまでも水面が陸地化することによって、埋立地以外の場所の護岸等に損傷を与えるか否かの恐れがないよう災害防止に十分配慮しているかということだと思います。それにつきまして、埋め立て以外となると、そこは我々からしたら辺野古川の護岸というように扱って審査をしてきたところです。

**○委員** 私の質問がわかりにくいかもしれませんが、すれ違っているように思うのですが、2号要件が災害防止だけではなく、環境保全に十分配慮、災害防止に十分配慮といっているわけですから、審査される皆さんは、それが十分配慮されているかどうかを判断する材料が、そもそも願書であるべきだと私は思うのですよね。願書であるべきだと。

で、その願書にそういう形の文書はないですよ。私は願書を何度も見ているが、あ

りませんよね。ですので、皆さんは気になるところを質問されている。そういう経緯だったという理解でよろしいですか。

**○職員** 今は断言できないのですが、当時、●●という総括がやっていたので、詳細についてはちょっと私のほうでは。

**○委員** すみませんが、埋立願書の中のこの部分が2号要件の災害防止に十分配慮ということで、事業者側の説明として、審査する皆さんの側ではそこをチェックするという、そういうものが本来の姿だと思いますので、それに当たるものが願書のどこにあるということを、もしわかりましたら教えていただければと思います。

**○職員** はい。

**○委員** 以上でございます。

**○委員長** ほかに。

**○委員** よろしいですか。

**○委員長** はい、どうぞ。

**○委員** 質問しなかつもりだったのですが、1つ前の話題に戻りまして、松田の浜周辺の地域社会にとって、自然環境が失われることになるかならないかという議論についてですけれども、ここの審査結果に示していただいていることが全てだとは思いますが、簡単に言うと、その埋立地域は既に立入禁止区域になっており、漁業が禁止されている区域であって、直接はすぐ住民の生活環境に影響は出ない。また漁業権に関しても、名護漁協から同意を得ているということが理由であると述べられております。

別の観点から考えますと、既にここが立入禁止区域になっているということは、その禁止になっている期間、自然がいい状態で保存されている。ある種の保護区のような感じで維持されてきたとも考えられるわけです。そうしますと、その漁業対象種がここで生まれて、そこから外へ出たものを漁師の皆さんがとっているという可能性もあるわけですね。あるいは外で生まれたものが立入禁止区域に入って、そこで育って、また出てきたものを漁師の皆さんがとっていて私たちが食するという可能性も十分にあるわけです。

保護区という観点の重大な意味というものはその辺にあると思っていまして、より広い海域を対象として議論する必要があるのではないかと常々考えているのですが、書いてあります審査結果からは、そのような議論をした形跡が認められないのですが、実際に審査のプロセスにおいてそういう議論はあったのでしょうか。

**○職員** その部分については、詳細には先ほど申し述べたところの内容は把握してお

りますが、その他今おっしゃったような広い意味での、なされたかどうか、その辺はちょっとすみません、把握しておりません。

○委員 わかりました。以上です。

○委員長 ほかにないですか。

では、1点だけ聞かせてくださいね。皆さんの審査結果の部分で、埋立施工区域に共同漁業権を有する名護漁業協同組合からは、埋め立ての同意を得ているというようなものが1つの理由で上げられていますよね。ちょっと気になったのですが、この共同漁業権者というものは、これは名護漁協とほかにいくつかあるわけですか。

○職員 あくまでも名護漁協だけです。共同漁業権。

○委員長 共同漁業権を有するというはどういう意味ですか。要するに、我々は何かほかにも漁業権者がいるような感じがして、こういう書き方を見るとあるのですが、そういうような意味ではない？

○職員 正確でないかもしれませんが、あくまでも漁業法に基づきまして、この区域は共同漁業権といいまして、名護漁協さんが権利としてそこで漁業をする権利を持っているという漁業法に基づく権利でございます。

○委員長 対象は名護漁協だけだということになるわけですね。

○職員 はい、そうです。

○委員長 わかりました。ほかに何かありますか。よろしいですか。それで結構でございます。どうもご苦労さまでした。

○事務局 農林水産部は退席させてもいいですか。

○委員長 結構ですよ。

(関係職員退室)

○委員長 そのまま続けるということによろしいですか。

出席者をご紹介してもらってよろしいでしょうか。

(関係職員入室)

○事務局 本日出席いただいている職員は、●●より●●、●●、●●、●●より●

●、●●より●●、●●より●●となっております。

○委員長 ご苦勞様です。ひとつよろしくお願ひします。では、委員のほうから。

○委員 委員の●●でございます。よろしくお願ひします。

事前に時間の節約のため、こういう質問をしたいということを皆さんに配付させていただいておりますので、それに従いましてやりたいと思います。

第9回の質問の補足質問でございますが、松田の浜問題につきましては、今漁港漁場課の皆さんにお伺ひしましたので、それはスキップしまして、長島浚渫・床掘問題について、前回図面がずさんなのか、あるいはチェックがずさんなのか、見逃されていたのではないかという私は懸念を持ったわけですが、このことについて土木技師の方にどうだったのかを確認されるということでしたが、それについてどんな情報が得られたか、まずそれをお教えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○職員 きょうは、そのとき主に図面等を含めて審査をお願いしました土木の技術者に出席してもらっていますので、●●のほうからそのときの状況を説明してもらいたいと思います。

○委員 よろしくお願ひします。

○職員 私のほうから説明します。前回示された図面等を私のほうも拝見しました。重ね図等も拝見はしたのですが、基本的には我々のほうは、申請書の中に記載されている内容は審査しているということで、その申請書に添付されている図面等は、それなりの精度を持ったものが事業者のほうから提出されているというようなものを考えております。

そのような申請書の中で、長島のほうの掘削をするというような表現等もございませんでしたので、我々のほうとしては長島を一部さわるというような認識は持っておりませんでした。

○委員 ところが図面を重ねてしまうと、さわる形になってしまうということでは、それはよろしいですか。

○職員 重ね図に関して細かい意見を言うことはちょっとあれですけど、我々の作業としましては、そういった重ねるような作業を実際しておりません。

○委員 わかりました。

○職員 先ほどの繰り返しになりますけど、出された図面等を把握した中で審査を行っているという現状です。

○委員 事業者は、それなりの精度を持って作業しているはずだという前提で、審査

をされたということですね。

**○職員** はい。申請書の図面等については、今後、実施設計等がなされる場合は、詳細にボーリング調査や測量など、詳細な検討をして実施設計に移ると思いますが、申請書が出された段階につきましては、既存の地形図等を参考にした基本設計、そういったレベルのものだというような認識でございます。

**○委員** 皆さんは那覇空港と同時に審査されていて、大変なご負担だったろうと思うのですが、そういう中で図面を重ね合せるというような、もちろんお時間はとてもなかったと思いますが、今重ね合せても、明らかにこれはずさんな図面であったと、私は思うのですね。この点については、今経緯がわかりましたので、どうもありがとうございました。

それでは、まずサンゴ類の環境保全についてという2番目の質問にいきたいと思います。これは2号要件でございますけれども、アセスの補正の評価書というものが、読みますと2007年度と2008年度に実施された環境現況調査の結果を参照して、辺野古・大浦湾の海をサンゴ類が少ないと記述しているわけですが、添付した資料、この1枚の図面をご覧くださいなのですが、これで見ますと、白化現象以前の状況から、白化現象以後大幅に落ち込みますけれども、近年回復してきて2012年あたりで20%ぐらいまでできていると。これは辺野古沖でリーフチェックをされている沖縄リーフチェック研究会、ジュゴンネットワーク沖縄の皆さんが定点観測をされているわけですが、この定点観測で見ると、最近2015年1月には40%を超えるところまで回復をしているわけです。

片方で、最近の沖縄島の周辺海域におけるサンゴ類の生息状況の調査、これは沖縄県自然保護課が2011年に行ったものですけれども、それではサンゴの被度が10%以下の分布を示す海域が多いということがわかっておりますので、そういう沖縄全体の状況から見ると、本海域のサンゴ類の生息状況は良好ではないという補正評価書の記述は非常に気になる記述なわけです。この補正評価書で、彼らが辺野古・大浦湾の地域を非常にサンゴ類が少ないというようにしていた記述を、これは誤りであるというようにこの調査をしている皆さんは指摘されているわけですが、こういった指摘について、海岸防災課の皆さんはいかがお考えでしょうか。

**○職員** これは補正評価書に対する日本自然保護協会の考え方として示されたものの中には確か入っていたと思います。その補正評価書が、平成24年の確か12月18日だと思いますけれども、提出された後、出された日本自然保護協会の見解だったと思いますけれど

も、それについては一通り内容は見た覚えがあります。

それも踏まえて、補正評価書の内容に関しては、平成9年、12年に行った調査結果、それから平成19年、20年、先ほど2007年、2008年と委員がおっしゃっていましたが、その調査結果をもとにサンゴに関しての現況についての説明が行われております。

また、申請書の資料編というものがあまして、それでは具体的なこれらの調査結果のデータが記載されておりますし、また参考資料編というものも添付されておりましたけれども、これについては平成21年度及び平成22年度の調査結果も踏まえた、平成19年度から22年度の調査結果も取りまとめた資料が、参考資料編として添付されていたというように記憶しております。

申請書の保全図書では、平成10年に発生した世界的なサンゴの白化現象により、当該海域のサンゴ礁の被度も低下が生じており、平成19年、20年度調査では、その回復の状況は確認されなかったといったような旨の記載が確かにございます。

しかしながら事業者のほうの予測の中では、「本調査海域におけるサンゴ類は、平成10年及びその後も断続的に発生した白化現象により、分布範囲、被度が大きく低下していますが、本調査海域の流動環境や透明度などの水質条件は良好であるため、条件を整えば今後は回復する可能性があると考えられます」と。「今後サンゴ類が回復する可能性のある場所を、生息ポテンシャル域として地域条件と波浪条件から検討しました」といったような考え方で予測が行われておまして、こういった記載から、恣意的に低く評価しているというような判断はしていなかったというように記憶しております。

環境生活部の意見でも、恣意的に低く評価しているといったような指摘はなかったのではないかと覚えております。

**○委員** わかりました。その次ですが、事業者が示しているサンゴ類の環境保全措置は、移植とケーソン等の表面の加工のみでございますけれども、審査チームの皆さん、これらの方法が、環境に与える影響を軽減させる主な手段となり得るものと考えておられるのでしょうか。その点をお教えいただきたいと思います。

**○職員** 環境影響評価の段階では、工事の実施及び埋立地の存在、供用の3段階に関して、例えば水の濁り、海面の消失による影響、波浪、流れの変化、砂の移動、水温、塩分分布の変化、台風による海水温上昇の低減効果の変化及び懸濁物質の掃流効果の変化、飛行場施設からの排水による影響などについて、予測評価が行われておまして、環境影響を回避、低減、代償するための環境保全措置について検討されています。

ご指摘の環境保全措置ですが、サンゴの移植及びケーソン等に付着しやすいような構造にするといったようなものについては、施設の存在及び供用に関する環境保全措置として記載されているというように認識しております。それ以外にも、例えば大浦湾西海岸側海域作業ヤード並びに関連した浚渫をとりやめる、あるいは幼サンゴの移植についても、事後調査の結果を踏まえて実施するかどうか検討するといったような環境保全措置が記載されていたというように記憶しております。

公有水面埋立法では、埋め立てによって消失する海域に生息する藻場やサンゴ類について、現状のまま保全することが実際として不可能でありますので、環境への影響を低減するための措置としてではなく、失われる環境への代償措置として、埋立区域外への移植などが環境保全措置として実施されているというように認識しておりました。

那覇空港滑走路の増設事業においても、同じようにサンゴ等について移植を行うというような環境保全措置が記載されておまして、これらの環境保全措置をもって、環境保全に十分配慮されているものと判断する理由の1つになったというように記憶しております。

**○委員** 十分配慮という形で「適」という判断をされたわけですがけれども、この移植については、日本サンゴ礁学会のサンゴ礁保全委員会が、2008年に造礁サンゴ移植の現状と課題というものを公表されていますけれども、サンゴ礁の保全再生に移植がどの程度寄与するのか、またどのようにすれば寄与できるのか十分に検討されているわけではないという見解を出していて、サンゴの移植はまだ確立した技術ではない、不確実性が伴う。

これは事業者自身も補正評価書で認めていることですよ。それはご存じですよ。

**○職員** はい。

**○委員** ということで、まだ試験段階にあると。今回の移植というのも、試験段階にあるという認識が必要ではないかと思うのですが、続きまして、ケーソンや消波ブロック等の表面に凹凸加工等を施して、サンゴ類が着生しやすいように工夫するという件でございますけれども、那覇港の事例などが参照されているのですが、しかし本海域は西海岸ではなく東海岸でございますよね。ですので、事業者自身が補正評価書に記しているように、サンゴの幼生の加入量が低いわけですよ。

**○職員** はい。

**○委員** ですので、幼生加入量が多い那覇港とは全く状況が異なると思うのですが、この点もちろん皆さんは理解されていたわけですよ。

**○職員** 幼生の加入量が少ないということは、確か記載されていたと思います。そう

いったことで、那覇港でも幼生の加入の促進を図るために付着しやすいような器具を設置して、それを移植するといったような記載が確かありましたけれども、そういったものも実施するかどうかについては、今後、事後調査も踏まえて検討するというような記載が確かあったというように覚えています。

**○委員** 辺野古・大浦湾は埋められてしまうわけですので、そのままでは保全できないということは、先ほど●●もおっしゃったとおりですね。

**○職員** はい。

**○委員** 自然環境は人工的に造成や再生ができるものではなくて、サンゴ礁生態系には砂礫地や岩礁地あるいは泥地など多様な環境が存在するわけで、その結果として多様な生物がすんでいるということは、これは以前委員のほうからあったご指摘ですけれども、例えば潮の流れや水中の光環境なども含めて本来の環境を再現して、その上で生息する全ての生き物を移植するのでなければ、保全したことにはならないわけですね。

したがって、ここで言われている措置は、環境保全措置と呼べるものではとてものではないか、やらないよりはやったほうがまし、当たるかどうかわからないという、そういう水準のものだと思うのですが、そのことについてはいかがお考えですか。

**○職員** 委員のご指摘のとおり、サンゴ礁、例えば藻場も含めてそうですけど、その環境自体が生態系を形づくっているということで、サンゴそのものの移植あるいは海草藻場そのものの移植という単独の行為では、やはりサンゴ礁、藻場の有する生態系を再生保全することにはならないというようには考えておりました。

しかしながら、審査時点の当時の知見あるいは技術では、サンゴ礁あるいは藻場の生態系そのものを移植、移動するといったような手法はまだ開発されていないと。その上また、サンゴあるいは海草の移植そのものについても開発段階ということで、確立された技術ではないというように認識しておりました。

確かにそういうような状況ではありますけれども、公有水面埋立法に基づく審査においては、環境保全図書に記載されているサンゴや藻場の移植、底生生物の移動などについての環境保全については、現時点では取り得る措置だと。したがって、現時点のレベルからすると、環境保全に十分配慮されているものというように判断して、基準に適合していると判断せざるを得ないというように考えたというような記憶がございます。

**○委員** どうもありがとうございます。

それでは、サンゴについてあと1つ補足で質問をしたいということで、連絡させていた

できましたけれども、留意事項の2というところで、環境監視等委員会というものを設置するということでやっているのですが、環境監視等委員会の第4回の委員会、4月9日ですのでもう2カ月以上前でございますけれども、そこに資料4という形でサンゴ類に関する環境保全措置、サンゴ類の移植・移築計画案というものが提出されましたけれども、この事業者が示された案、初めてどんな種類のサンゴがどこにあるというようなことが書かれていて、それをどう移植するか、移築するのかということが出されておりますけれども、私はこの書類を見ますと、かなりずさんだというように思ったのですね。

環境監視等委員会が、この事業者が出された案に対していかなるアドバイスをしたのか、海岸防災課の皆さんは把握されておられるのでしょうか。留意事項をつけたわけですが、留意事項がきちんと機能していて、環境監視等委員会が事業者の皆さんが出した案について、しっかりと議論してチェックしているのかどうか、その辺は把握されておられますでしょうか。これは●●ではなくて、現在の海岸防災課の皆さんにかかると思いますので、よろしくをお願いします。

**○職員** 第4回目については、資料については届いてはおりますけれども、議事録や議事要旨について、今資料提供を求めているところでありまして、明日がその回答期限になっていましたので、明日届くことになっております。

**○委員** 今までの3回までのものは、フルの議事録が手に入っているのでしょうか。

**○職員** いえ、議事要旨です。

**○委員** 議事要旨というものは、ネットでアップされるあれでございますよね。あれでは何もわからないではないですか。

**○職員** それで、明日要求しているものについては、第4回の議事要旨、議事録、併せて第3回までの議事録についても要求しているという。

**○委員** 議事録、フルのテキストを求めておられると。

**○職員** そうです。

**○委員** そういう意味では、どんな議論が環境監視等委員会でなされたのか、大変興味深いものがありますけれども、事業者の皆さんが出されたサンゴ類の移植・移築計画案、これを皆さんは適切なものと評価されておられるのでしょうか。

**○職員** まだそこまでの中身の評価をするという段階には至っていません。それは要するに議事録など、まだそこまでは見ていませんので、そういった形での、これが適切であるなど、そういった評価まではまだ判断は下しておりません。

**○委員** それでは、もちろんこの環境監視等委員会には専門家の皆さんがおられるわけですから、しっかりとした議論がされると思いますけれども、例えば私が斜め読みをしただけでも、これはいかなものかと思うものがあります。

例えば、小型サンゴ類の移植元の水深は3から6mの範囲が50%程度、つまり浅いところにいる。浅いところにいるから、移築先の水深も5m前後、移築先は大浦湾の湾口のナカビシ(中干瀬)でございますけれども、その浅いところ、5m前後に設定すると。つまり、浅いところにいるサンゴだから浅いところに移植すると、こう言っているわけですね。ところが、大きいほうを23群体と言っていますが、これは深いところ、10mのところに移築をすると言っているわけですが、しかしこの分布図を見ますと、23群体のうち実に21群体が浅いところなのです。これは図面がもろに出ていますのでわかります。浅いところにすんでいるということは、やっぱり浅いところが適していると思われる、深いところに持っていくと、それなりにストレスがあるのではないと思われるわけです。

ただ全くその件については説明がなく、大きいのは切って移築をする、砂地の上にそっと置くだけだ、だから波が比較的弱い深場に置くという説明。それはそれなりに合理性はあるだろうと思いますが、浅いところにいたサンゴが深いところに持っていかれる、それは特に問題ないのかというようなことが何も検討されておられません。

また、これは沖縄県の皆さんがチェックする必要が当然あるものですが、評価書に対する知事意見では、移植先の大浦湾口部の、そこに既にあるサンゴはどうなのですかということを言っておられるわけですよ。ハマサンゴ科の群生があると。これは以前、委員も指摘されておりましたが、移設先のそこに暮らしているサンゴのことがわかってなければ、その彼らにとってはとんでもない迷惑になる可能性がありますよね。それが、今回出された書類では全く書かれておりません。移設先はどうなっているのかですね。

そういう意味で、既に評価書段階で知事意見で指摘したことすらも、この書類には書かれてない。そこはしっかりとぜひチェックしていただきたいと思います。サンゴについては以上でございますが、何か今の件についてございますか。よろしいですか。

それでは、次に3番目にいきたいと思いますが。

**○委員長** 委員、できるだけ意見ではなくて、質問にしてください。

**○委員** はい。3番目は海草藻場の保全でございます。海草藻場の保全について、そのこのメモに書いておきましたけれども、日本自然保護協会は2002年から実施してきた沖縄ジャングサウォッチの結果に基づいて、「海草の種ごとの特性を考慮することもないまま、

被度50%以上の海草藻場のみで環境影響評価の妥当性を判断するのは間違っている」と繰り返し指摘してきましたけれども、この指摘について審査チームの皆さんはどうお考えなのか。

**○職員** 海草藻場につきましては、当該海域においては海生生物の生息環境の基盤となる機能以外にも、ジュゴンがエサとして採餌しているというような状況を踏まえて、採餌対象植物であるとの観点からの検討が必要であるというような認識はあったというように記憶しております。

審査当時であったか、その直後であったかはっきりしないのですが、ジュゴンが好んで採餌する食草というものはどういうものかといったようなものについて、資料で見た覚えがあります。

また埋め立てにより消失する海域に、被度50%以上の海草類の生息域が含まれていることなどから、環境保全図書では被度をもとに記載が行われているものというように認識しておりました。

そのような点も踏まえまして、事業者との質疑応答を4回やっておりますけれども、その中で施設の存在による流れの変化に伴う海草類への影響、それから移植の具体的な方法、移植の場所、生息範囲を拡大する場所や方法、実施後の環境の変化、それから実際の対策の不確実性などについて質疑を行って、これらの結果も踏まえて審査をしたというように記憶しております。

**○委員** その次の質問ですが、海草の移植候補地とされているのは豊原沖と久志沖ですけれども、この2つの場所は海草の移植候補地としてふさわしいかどうか、その辺は審査チームはどのようにお考えでしたでしょうか。

**○職員** 環境保全図書の記載というものにつきましては、環境影響評価の手續におきまして、県知事意見あるいは防衛省が設置した有識者研究会における助言等を踏まえて作成されたものというように考えておきまして、これらの手續も踏まえた上で、その時点で事業者の考え方としての移植候補地であるというような認識を持っておりました。

その後、質疑応答の中で、最終的な候補地の決定も含めて具体的な移植方法については、専門家の意見も踏まえた上で今後検討するというような回答がありましたので、承認の際に、そういう保全措置等について協議をするようにというような留意事項を付したというように記憶があります。

同時期に審査を行っておりました那覇空港の滑走路増設事業でも、サンゴの移植を保全

措置として実施するというように記載されておりますけれども、承認後に申請書の記載内容を改善するという意味で、学識経験者の意見を踏まえて、採取予定数、種類、移植場所などについて変更して実施されておまして、よりよい方向に改善されているというような認識です。

このように埋立承認申請書に記載されている方法であっても、その後よりよい手法が開発された場合などは、事業者としてよりよい方法を選択実施するということが、当然あるべき姿勢、対応ではないかというように考えていたと思います。

**○委員** 種ごとの特性を考慮するということがされているかどうかということは、とても重要だろうと思うのですが、豊原沖の場合には陸上部からの赤土流入で、やはり赤土流入に強い種に移行していると。ですので、そこに移植しても、辺野古にあったジュゴンが好きな食草がサバイバルできるかどうかということは疑問があるというような指摘もされているわけで、久志沖についても同じような指摘があります。

そのようなことで、やはり種ごとの特性を十分考慮しているかどうかということは、今後検討される場合にはとても重要だと思いますので、ご配慮いただけたらと思います。

続きまして4番目、大浦湾の生物多様性についてでございますが、皆さんご存じと思いますが、昨年11月11日に19の学会が、「著しく高い生物多様性を擁する沖縄県大浦湾の環境保全を求める19学会合同要望書」を出していますよね。この大浦湾の中でも、埋立予定地となっている大浦湾西部の深場は、最近の沖縄タイムスも報じていますように、新種を含めいまだ研究の進展していないさまざまな極めて貴重な生物が生息するホットスポットであり、沖縄の沿岸環境の中でも特異なハビタットですよ。

この中のサンゴや海草を移植する、底生生物（貝類や甲殻類）を移動する、それを環境保全策としているわけですが、自然環境は人工的に造成や再生ができないと。もうそこはなくなってしまうのだから、次善の策としてそれを移すということで、これは取り得る最善の措置なのだと。でも、その環境はもう取り返せないのだという理解はされているのでしょうか。

**○職員** 先ほどの質問の中でも少しご説明してはいますが、埋め立てという行為は環境的に不可逆的な行為でありまして、埋め立てによって水面が消失するということが事実としてありまして、失われた環境は二度と戻らないというようには当然認識しております。

その上で、失われる海域に生息するサンゴ、海藻草類あるいは底生生物といったものを

移動、移植するといったようなものについては、埋め立てによって消滅する海域に関する影響の低減、代償措置として実施されるというように理解しております。

先ほども少し言いましたけれども、生態系そのものを移植する、あるいは何らかの形で再生するといったような技術は、残念ながら今のところ確立した手法はないというように認識しておりますけれども、そういう現状を踏まえて事業者の実施する移植あるいは移動といった行為は、その時点では、環境保全に十分配慮されている対策になるのではないかと考えていたと思います。

**○委員** 基本的には認識がかなりの部分で一致すると思うのですが、今の●●のお話は、やはりつくるという前提、これを守るべき貴重な自然かどうかという論点はないですよ。つくるとしたら最善の代償措置をとってお考えではないですか。

こういう貴重な自然だから、かけがえのない自然だから、ここに作るのはいかなるものかという、そういうことではない。

**○職員** 例えばの事例ですけれども、その海域にしか生息していないような非常に貴重なものであることや、あるいは非常に特殊な生態系がありまして、絶滅してしまうなど、そういうような非常に学術的にも、非常に特殊な貴重なものであるというような場所であれば、あるかもしれませんけれども、我々が調べた当時では、そこまでのものがあつたというようには私は認識しておりません。

**○委員** では、この19の学会が指摘したことは、後から出てきたというご理解ですか。

**○職員** 委員のおっしゃりたいことは私もよく理解しておりますけれども、いわゆる環境を保全する価値と、それから埋め立てを実施しないことによる利益というものを、どういうようにして評価するかということだと思っておりますけれども、我々が審査をした時点では、そういった評価するような手法は開発されてないといえますか、我々としてはそういうところまでの検討はしていなかったということです。

**○委員** つまり貴重な自然であっても、それをそのまま保全する、埋め立てた上で保全する措置はないから、その前提の上で取り得る最大のベストな代償措置を講じているから、それで「適」とした。こういうお話ですね。

**○職員** いわゆる埋め立てを回避すべき貴重な自然であるかどうかということについて、誰がどのようにして認定するかということだと思えます。

我々が審査した当時は、そういうような基準といえますか、そういうような位置づけが、私としてはされていなかったのではないかとこのように認識しております。

**○委員** こういう整理でよろしいですか。皆さんが審査された時点では、そこまでの、つまり埋め立てをすべきではないと、埋め立てないで守るべきだと判断するような貴重な自然だというデータはその時点ではなかったと、こういうご理解ですか。

**○職員** データといいますか、そういうような評価はされていなかったものと考えております。私としては。

**○委員** わかりました。

続きまして5番目ですけれども、潮流のシミュレーションでございますが、日本自然保護協会は、浅いでこぼこしているサンゴ礁域での海水運動のシミュレーションの限界について、最初の候補地の白保のサンゴ礁の空港建設問題のときから長年にわたって指摘してきた、非常に平坦なところであればシミュレーションは比較的合うけれども、サンゴ礁のところはなかなかシミュレーションは難しいという指摘をされてきたわけですが、こういう指摘がある中で今回シミュレーションがされているわけです。この点については、審査チームはどのようにお考えだったでしょうか。

**○職員** 委員のおっしゃるとおり、海水の流れにつきまして、水理計算によって再現するということについて、凹凸(おうとつ)のないような海底地形で単純な流れの方向と、そういう条件がよい場合には、比較的精度が高い状況まで再現できるというように認識しておりました。

しかしながら、委員のお話にもありますように、沖縄県の沿岸などで発達しているサンゴ礁の地形については、海底の凹凸(おうとつ)が非常に複雑だと。それから水深の変化も大きい場合があるといったようなことから、非常に現状として複雑な流れになっているということから、水理計算で潮流を再現することは非常に困難であると。当然限界があるというように認識しておりました。

このようなことから、環境保全図書に記載されている潮流シミュレーションについても、完全に再現されたものではないということを理解した上で審査を行っていたというように記憶しております。

**○委員** ありがとうございます。

その次ですけれども、調査期間中の2007年、2008年、この図をご覧いただきたいのですが、(「表1. 環境影響調査期間中の台風データその際の波浪データ」)対象地域ではシミュレーション等検討のために必要な異常波浪、数年に一度ある台風直撃という事態、その時点での波浪データが得られてないわけですね。実は2007年の台風4号は、中城湾では

13. 61mとありますけれども、辺野古・大浦湾ではまだ観測態勢が整っていないのでデータがとれていないのですね。

この環境アセスメントの段階で、沖縄県の皆さんは、沖縄は台風県なのだから単数年の調査はだめだと。複数年、大きな台風を含むようなそういう調査をせよと言っていたにもかかわらず、この2年でやってしまって、この2年では台風らしい台風がないわけですね。という中で、潮流シミュレーションがやられているということで、本当にあそこの海で台風時に何が起きるか、あそこの海底をガラガラ変える、サンゴに大きな影響を与えるのは台風時だと思われるわけですが、その辺についてはいかがお考えですか。

**○職員** この点についてちょっと私も、どういようにその当時審査したかよく覚えていなかったものですから、改めて担当も含めて申請書の内容を再度確認いたしました。申請書の中では、2007年と2008年のデータの中には異常波浪の測定がされていないという現状を踏まえて、同じ沖縄本島の東海岸の中城湾港のデータを用いて推定するというような手法で、一応異常波浪時の予測等も行われていたというような状況にはあります。

**○委員** 次の6番目の質問でございますけれども、これは先ほど漁港漁場課の皆さんにお答えいただきましたのでこれは飛ばします。

最後の7番目です。オスプレイについて以前もお伺いしましたが、改めてオスプレイの今回は低周波音関連についてお伺いします。

これは1号案件の中の審査基準7番に該当すると思うのですが、事業者の皆さんはオスプレイの低周波音の物的影響、建具がガタガタ揺れるというようなことですが、この影響の評価に当たって、環境省の皆さんが作成している「低周波問題対応の手引書（平成16年6月）」でございますけれども、これを使用しております。環境省は、これは固定発生源の低周波音ですので、移動発生源のものではないということもあって、そういうことも含めて、環境省は同手引書の刊行に際して、「本手引書に示されている参照値は、環境アセスの環境保全目標値などとして策定したものではない」と、だから使うときにはその点をよく留意してということだと思えますけど、そういう断り書きを入れております。

皆さんは、事業者がこの参照値を低周波音の物的影響の評価に使用すること、特に問題はないとお考えになっていたのかどうか。

**○職員** 低周波音につきましては、多分ですけども、現時点でも環境基準等は定められていないかと思えます。

**○委員** いません。

**○職員** まだ環境あるいは人に対する影響について、引き続き調査研究が行われている、当時はそういう段階であったというように認識しております。

このような状況を踏まえまして、環境影響評価の段階での評価基準については、事業者の考えに基づいて設定されておまして、その一部に環境省が作成した低周波音問題対応の手引書を用いていたというように我々としては理解しておりました。

委員がおっしゃいましたように、当該手引書は、例えば空調機の室外機などのいわゆる固定発生源からの低周波に関する測定あるいは測定結果の評価方法について解説されたものでありまして、オスプレイなどの移動する物体、いわゆる移動発生源に関するものではないというようなことは承知しておりましたけれども、対象が違うけれどもということを前提に、審査を行ったというように記憶しております。

**○委員** 多分、今のお答えの中に、その次の質問に対するお答えも含まれていたと思いますけど、一方、事業者の皆さんは、低周波音の心理的影響の評価については、環境省の閾値を使用せず、それよりも10dB以上も高い、基準の考え方としては緩い独自の閾値を作成して、みずからのオスプレイの低周波音を評価しているわけです。

審査チームの皆さんは、事業者が独自の緩い閾値、物的影響のほうは環境省の閾値を利用して、心理的影響のほうはみずから緩い閾値を設定してやったこと、このことについてはどうしようにお考えだったのでしょうか。

**○職員** 心理的影響の評価基準につきましては、申請書の環境保全図書にも確か載っていたと思いますけれども、低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究ということで、昭和55年の文科省の研究成果で示された実験結果から抜き出してきたというように理解しておりました。

環境省の参照値につきましては、低周波音問題対策の手引書で示されておまして、確かに委員ご指摘のとおり、昭和55年の低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究のデータの値よりも10dB以上低いというようなことになっているということは、当然把握しておりました。この点につきまして、私どもスタッフの間で、この低いということについてどうしように評価すべきかということで議論したというような覚えはありますけれども、最終的には低周波音の基準というものが、いわゆる環境基準やあるいは規制基準といったような定められたものではないと。あくまでも参照値でしかないというようなことを踏まえまして、この事業者の採用した基準が間違っているとまでは言えないのではないかとというような結論に達したというように記憶しております。

○委員 どうもありがとうございました。私の質問は以上です。

○委員 追加でよろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○委員 潮流シミュレーションについてなのですが、地形が複雑だと確かにシミュレーションするのは難しくなりますけれど、もう1つの問題は、計算上は格子点を細かくすればできるわけです。今回のシミュレーションというものは、肝心のところでも50mだったですか、非常にある面では粗いように思うし、ところが既存のデータ、こういうデータを使いましたというものとそれが限界だと思うのです。それについて、例えばもっと細かく独自の地形図をつくるなど、そんな議論は出なかったですか。

○職員 委員がおっしゃいますように、50mメッシュで確か区切られて詳細シミュレーションをやられていたかと思います。平面上は50mで、水深が確か2、4、6、8、10ということで、確か5層か6層ぐらいになっていたと思います。

これについて、その当時だったかどうかよく覚えておりませんが、別のコンサルに技術的にどうなのかと、もう少し小さくしたらいいのではないかと、例えば25mあるいはさらにやって12.5というような、技術的にできるのではないのかというように聞いたところ、技術的にはできるのだけれども、再現性の問題がまた逆に出てきてしまうといったようなことを、別なコンサルですけれども、そういう状況にあるというようなことは確認しました。

シミュレーションの再現性につきましては、防衛省が本省のほうで、評価書に対する知事意見、免許権者意見を受けて設置した有識者研究会でも大きなテーマになっていたようで、私は最終報告書のほうをちょっと読みましたけれども、その中では再現性については、おおむね再現されているのではないかとというような評価を有識者研究会ではされたというように読んだ記憶があります。

我々のほうでは、これ以上さらに詳細にやったらどうなるのかということについては、特にQ&Aで出さない、質問はしなかったと覚えております。

○委員 私は今回のことで、海上保安庁のデータがあの中にも含まれていて、潮流楕円の絵なのですけれど、それで見ると確かに、分解能というか、地形が割に大きなところはきれいに再現されている。だけど、50m程度というかそういう細かいところは潮流楕円が全然向きが違うのですね。

ところが今おっしゃったように、再現性の問題よりも地形図をつくるというほうが大変

で、それが技術的にネックになったのだらうと自分では納得してたのですが、分解能、精度ももちろん上げなければならないし、2 m近い潮位で変動するようなところで、そういう新しい地図をつくるということは大変な事業だと思ったのですが、そういう議論は特になかったわけですか。

**○職員** 一部の地形については、防衛省のほうで深淺測量等をやられておりますので、ある程度のデータはあるのではないかとはいって思っておりましたが、いわゆるシュワブ沖のサンゴ礁池の中の詳細なデータがあるかどうかについては、その時点では確認はしておりませんでした。どの程度詳細なデータがあるかということについて、地形図があるかについては確認したという記憶はありません。

**○委員** わかりました。どちらにせよ、この問題は委員もたびたび長島など、ああい島の浜あたりの浸食や何かで問題になっているので、もっと精度を高めるべきではないかというコメントをいただいているので、そういうコメントを聞きながら、もっと方法があったのではないかと思うこともあります。以上です。ありがとうございました。

**○委員長** 委員。

**○委員** 2点ですけれども、以前にお聞きしたことの確認のような質問で恐縮ですが、教えてください。

以前、代替地に関して、辺野古に決めるに当たって、どういう比較が行われたかという質問をしたときに、●●からは必要理由説明書のところで記述があるというお話でしたが、あの記述の中は、辺野古周辺の中でのいくつかの場所での比較です。

私自身が知りたかったのは、仮に沖縄島ということであれば、島の中でどういうところが候補に上がって、なぜここが最終的に選ばれたかというディスカッションはあったかという質問なのですが、それは確認をされたでしょうか。

**○職員** 沖縄本島の中でどういう候補地があったかということについては、事業者に確認したというような記憶はありません。

**○委員** わかりました。つまり日米の政府間の話し合いの中で、辺野古が最適地として選ばれているわけですが、それがなぜかということは、多くの人が知りたいのではないかと、思って質問をいたしましたが、皆さんの議論の中でそれは出てこなかったということで理解いたしました。

2つ目は、これも前にお尋ねした生態系に関することなのですが、先ほどの委員の質疑の中で出てきた生態系の価値について、審査当時は生態系の価値について十分に評

価できるような基準は見当たらなかったというような意味合いの発言でした。多分そのとおりだと思うのです。

ところが、2000年あたりをちょうど1つの曲がり角にして、環境影響評価については、生態系について十分に議論しなさいというような中身のアドバイスといいたいでしょうか、指示といいたいでしょうか、まとまったわけですね。それは、この承認書のほうにも明確に書いてありまして、それに従った書き方になっています。

生態系については、例えば生態系に存在するさまざまな種を、上位性や典型性、特殊性でしたか、分けてそれぞれの特徴が記述されていますし、きれいな食物連鎖の絵も非常にたくさん書かれていて興味深く眺めました。

ただ問題は、そういう生態系の特徴は可能な限り定量的に評価すべきだという文言もありますけれども、残念ながらこの申請書はそうはなっていないと私は読んだのです。その定量的か定性的かというあたりについて、どんなやりとりがあったかご記憶でしょうか。

**○職員** 生態系については、第6章のほうにも予測評価がありまして、量はそれほど多くはなかったのですが、事業者の考えが示されていたと思います。これについて、当時どんな議論が行われたかどうかについては、よくは覚えておりません。委員がおっしゃるような、定量的な予測評価をすべきではないかといったような議論があったかもしれませんが、すみません、これについては。

**○委員** 結構です。

**○職員** 私自身よく覚えておりません。

**○委員** 私がこの生態系の評価について最も関心を持っていたのが、この指針あるいは申請書あるいは評価書の中で書かれている生態系の機能の部分なのですが、機能というのは生態系がどんな役割を果たしているかということですから、まさに生態系の評価だと思われれます。

それについて評価しろというわけですから、それなりに事業者のほうも評価をしなければいけない。それを読む皆さんのほうも、どのように議論してきたかを理解しなければいけない。

ところが、申請書のほうでは、この点に関してはまだ十分に評価できるような方法が確立されていないし、例も少ないので、これ以上のことはできないという意味合いのことが何カ所かに書いてありますね。

それは内容としては不十分だと思ってしまうのですけれども、そのあたりは皆さん、ど

ういうように議論されたでしょうか。

**○職員** 記載が不十分ではないかというような議論をしたかどうか、ちょっとよく覚えておりません。

先ほどのサンゴあるいは藻場の移植に関しても、まだ技術的には確立されておりませんし、いわゆる生態系の評価をする、あるいは生態系について解明する、記述をするといったこと自体でも、まだ十分な解析あるいは生態系についての評価をするというようなことは難しいような、今状況なのではないかというような認識はありました。

**○委員** 大変難しいものだと理解しながら質問をしております。まさに学問的にも、その当時発展してきた話題ですし、その後機能というものは生態系サービスという別の言葉でいろいろ議論されていることですが、申請書の中に砂浜であり、サンゴ礁であり、海草の藻場であっても、こういう生態系機能があるということを詳細に述べておられますので、ではこの埋め立てによって失う機能は一体どういうものかと、あるいはどういうものが残るのかということはきちんと評価しなければ、その正当性が人に伝わらないのではないかと思ってしまうのですね。

ですから、そこのやりとりは十分にしておしかったと思うのですけれども、それは今おっしゃった限りで判断すると、それほど多くの時間を割いた議論ではなかったということでもよろしいでしょうか。

**○職員** どの程度時間を割いたかは、すみません、明確にお答えできるような記憶はございませんけれども、当然申請書に記載されておりますので担当者、主に私と●●君と●●君という3名おりましたけれども、読み込みをしてお互いに疑問点を話し合うということはやっておりました。

その中で、生態系というところまで、どこまで突っ込んだ、どこまで深く議論したかということについては、私はよく覚えておりません。

**○委員** 申請書の中には、生態系の機能あるいは構造に関する科学的な知見あるいは類似事例というものはあまりないので、これ以上のことは書けない、困難であるという記述が何か所かで見られると。ですから、県の皆さんとしても、もうそれはやむを得ないというように理解されたわけですね。

**○職員** その当時、やむを得ないというようなところまでいったかどうかわかりませんが、結果的にこの記載で、これ以上のことは求めなかったというような状況にはあるかと思います。

○委員 そうだったろうと予想します。ありがとうございました。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○委員 委員の●●ですけど、私から1、2点質問します。

2号から離れてほかのところになりますが、内容審査の必要性のところ、埋め立ての規模というものがございませぬ。第1番目で、ちょっと読んでみますと、埋立地の用途及び土地利用計画から見て、埋立地の規模が適正かというような審査基準になっていますね。

その関連で、1次から4次までの質問、回答の中で、確か最初の項目、番号1の中で質疑がされておまして、特に4次質問あたりで規模についていろいろ質問をされているかと思ひます。

例えば私は稟議書に添付されている一覧表を見ながら今やっていますが、4次質問の真ん中あたりから皆さんのご質問を読んでみますと、しかしながら、この飛行場諸施設の面積算定に関して、①離着陸施設用地の誘導路の幅、②エプロン用地、③管理整備施設用地及び④供給処理施設用地については提供できないとしているが云々、ちょっと飛ばして、公有水面埋立法の審査基準となる埋立地の用途及び土地利用計画から見て、埋立地の規模が適正かについて十分な確認ができない状況であるということで、再度質問をしているかと思うのですね。

これについて、次に事業者の回答があるのですが、これを読むとどうですか。その具体的な回答があったということになるのですか。それとも、そのあたりはどうですか。この皆さんの質問している①から④の面積等について、この事業者の回答は。

○職員 確かに委員おっしゃるように、1次から4次までこの件については質問しております。この事業者の回答、それからこれは基本的にはアメリカ合衆国海兵隊の運用所要に基づいてやられているものだというような前提がございまして、それから確か4次回答の質問の際にも同じような読み上げる形でありまして、その回答を踏まえて我々としては必要最小限になっているものだというように判断したというように記憶しております。

○委員 必要最小限になったというように判断したということは、具体的には向こうから回答があったからですか。

○職員 この回答からです。

○委員 4次回答でですか。

○職員 はい。

○委員 これは皆さんの質問では、当該埋め立てが必要最小限となっていることにつ

いて、具体的にご教示いただきたいということで、①からさっき言った④までの項目を示していますよね。それについては、必要最小限になっていることについての具体的な根拠や、そういう書類や基準書類など、そういうものは出てきたのですか。

**○職員** 一部、基準として我々のほうでインターネット等で確認したものもございますし、それから回答の中で説明を受けた部分もあります。

しかしながら、要するに全部の施設の全部の部分までは、ここにありますように提供できないといったような部分もございましたので、どの部分だったかはちょっとはつきり覚えておりませんが、そういった状況も踏まえて、必要最小限ですという事業者の回答を前提に審査を行ったというような記憶をしております。

**○委員** この4次回答を見ますと、まず①のところは少し回答がありますけど、この②、③、④については真ん中あたりですけど、用地の必要面積に変更がないことを米側に確認していますという回答になっていますよね。

**○職員** はい。

**○委員** それ以上の具体的な資料や、その基準の根拠になる書類など、そういうものが出てきてないような内容になっていますよね。

**○職員** 一部我々のほうで、先ほども申し上げましたけれども、入手した資料がございます。これはネット等です。

事業者からどこまで来たかについては、これはどうだったか、4次回答でついていたかな。

**○職員** 基準につきましては、ネット等で入手しておりますけれども、最終的な細部については、沖縄防衛局のほうで米側に確認しているというものが書いて。

**○委員** そういう回答になっていますよね。だから米側が確認していますということが、主な回答になっているかと思うのですが、この回答の内容からするとね。

普通それで足りるかどうかというのにちょっと疑問があるのですね。例えば、普通、那覇空港でもほかの空港でも、埋め立てをするときに、その規模などについての算定根拠になる資料や基準など、そういうものは明確になるだろうと思うのですよ、普通は。ちゃんとした算定根拠が出て、それが提供されて、それを審査して、それでその面積は適正規模なのかという判断ができると思うのですけれども、今回は、このやりとりの流れをみますと、事業者、防衛局が米軍側に確認しましたということが1つの担保になっているという形なのですが、国内、多分普通のやり方とは、そのあたりの手順が違うのではない

かという気もするのですが、どうでしょうか。

**○職員** 公有水面埋立法に基づく手続ですので、基本的に埋め立ての必要面積の根拠は全部記載されております。我々がこの時に求めたのは、この詳細部分について求めたのでありまして、基本的に埋め立ての面積については、この中に(※公有水面埋立承認願書) どういう考えでこの面積になっているかというものは出ております。その時に、確認したのは、詳細の部分について確認したいということであって、これに対して事業者のほうからは、米軍のほうに確認して出せない部分もあるというような回答だったというように私としては理解しております。

**○委員** そうですね。今おっしゃったことは、だいたい「願書」の中に埋め立ての内容が書かれているということは、私どもも十分承知しているのですね。問題は今言った詳細な部分ですね。必要最小限ということは、あるいは適正な規模かという判断に際して、必要なものが十分あったかということになってくるわけですね。

**○職員** はい。

**○委員** それで皆さんも、1次から4次まで、特に3次・4次では、具体的な質問を投げかけていますよね。

**○職員** はい。

**○委員** だからその回答が出てきて、回答の書類でこの基準でということが、直接自分で確認できれば、それはいいのでしょうけれども、今回のやりとりを見ますと、防衛局が米側に確認しましたというところで一応止まっているという感じを受けるわけですね。

**○職員** はい。

**○委員** それは普通の国内のほかの空港のときに、それを出してくださいと、説明してくださいと言ったときには、多分出てくると思うのですよね。普通そうだと思うのですが、今回は出てきてないので、その必要最小限あるいは規模が適正かという問題の関係で、防衛局の米側に確認していますということだけが担保になっているような感じを受けたのですね。

**○職員** はい。

**○委員** そうすると、皆さんの質問している必要最小限になっている具体的な理由、これが防衛局任せみたいになっているのではないかという印象があるわけですね。そこはやむを得ないという判断だったということですか。

**○職員** 我々としては、この回答をもってよしとしたということです。

○委員 よしとしたということは？ やむを得ないということですか。

○職員 やむを得ないとは？

○委員 審査をする過程で、審査基準の中の審査項目でありますよね。埋立地区の規模が適正かという。

○職員 ここにありますように面積については、例えば機種の変更があると。それについてどうなのかというような確認の仕方をしているのですけれども、それについては、変更は特にありませんといったような回答がありましたので、それをもって必要最小限になっているというような最終的な判断をしたということです。

○委員 機種の変更だけですか。

○職員 ここにありますように、MV22に変更になったとして、例えば、エプロン用地や、管理整備施設用地、こういった部分について波及してくるのではないのかというようなことについて確認したところ、面積上の変更はございません、ありませんというようなことだったので、これについては面積上の部分については、基準に適合しているというように判断したということです。

○委員 この1から4、皆さんが質問を投げかけているものについて、つまり「用地の必要面積に変更がないことを米側に確認しています」ということですよ。

○職員 はい。

○委員 これで一応納得したという形ですか。

○職員 そうです。この質問の仕方ですけれども、例えば、離着陸施設用地の誘導路あるいはエプロン用地、管理整備用地、こういったものについては、機種の変更が行われれば、当然変わってくるのではないかというように我々としては認識があったのですけれども、そういったことについて、変わるのか変わらないのか、変わるのではないかということをお前提で聞いたのですけれども、変わらないということだということです。私たちはそういうように理解しています。

○委員 では次、質問いしましょうね。あと1個質問しますが、これも1次から4次までの質疑の中の土砂の採取の。

○職員 何ページですか。

○委員 ごめんなさいね、23/24です。これは2次質問のあたりになるのでしょうか。土砂の採取場所について、一部キャンプ・シュワブ前の既存の陸上部から採取するということになっていますね。

○職員 はい。

○委員 確か3,600㎡ぐらいだったと思うのですけれども、ここで皆さんのほうから2次質問がされていて、キャンプ・シュワ内の埋立土砂についてご教示いただきたいということで、土地賃借人の同意は必要ないという見解を示したとのことであるが、その根拠についてや、それから同意が必要であれば、その根拠について云々など、同意が得られない場合の対応策とその根拠についてということがあるのですけれども、その回答は借地であるということが前提ですね。キャンプ・シュワブの中の借地があるということですね。

○職員 賃貸借契約をしているということですね。

○委員 ですね。借地の中から土砂を採って埋立用に使うということについての質問だと思うのですけどね。

○職員 はい。

○委員 それで防衛局の回答は、賃貸借契約書において、ちょっと読んでみましょうね、回答のところですね。

「この賃貸借契約書9条において、乙、国は駐留軍の機密上の理由等によりやむを得ない場合のほか、本契約期間中、駐留軍は当該賃貸借物件の全部または一部を除去し、もしくは増築し、改築、その他の形質の変更及び立木等の伐採をする場合においては、あらかじめ甲に通知すると規定されているところです」ということで、それで続いて読みますと、「契約書第9条は、駐留軍が形質変更を行う際に、国または土地所有者に対して形質変更の通知を行うことを定めているだけで、相手方に同意を行うことを予定しておりません」云々という感じで書いてあるのですけれど、借地から埋立用の土砂を採取することができるのですかという質問だと思うのですよね。回答を見ると、その書かれているようなことが果たしてその根拠になるのかという、ちょっとよくわからないのですけれど、これは皆さんとしては取れると判断したわけですね。そうでもないですか。同意なしに取れるというように。

○職員 ここについては、当時も確かに疑義はありました。取れるのかどうかについてははっきりしないということはありません。

○委員 はっきりしない。国のほうとしては言っている意味もよく…。

○職員 国のほうとしては取れますという回答になっているかと思いますが、我々としてはちょっとはっきりしないという議論をした覚えがあります。

○委員 仮に法的に取れませんでした場合は、この土砂を取得する計画ができな

くなりますよね。

○職員 はい。

○委員 そこは審査にあたっては、もし仮にこれが取れないということになったら、影響というか、この埋立申請の影響に対する影響、これはどういう影響が出ますか。

○職員 これ何で聞いたのだけ。

○職員 新聞報道でそういう発言があったと、報道があったと、確か審査している段階で。

○職員 ちょっとすみません、これはどういう経緯があって聞いたかということについては、今はよく覚えてないのですけれども、彼(※●●)の記憶によると、新聞でそういう報道があったので参考までに聞いたということかと思えますけど、ではないかというようなことですが、これは前回か前々回のヒアリングの際にもちょっとあれしましたけれども、公有水面埋立法の基準の中には、いわゆる賃貸借契約、あるいは取得しているかなど、そういうものについて、なげねばならぬといったようなものは確か基準としてはなかったというように記憶しております。

これについて仮にですけど、これ以外の法的にもすべてそうですけども、公有水面埋立法の基準を仮に適合していて、例えば免許、あるいは承認した事業であっても、ほかの手続ができなければ、当然、埋め立てはできないというような状況にあるのかと思っております。この賃貸借契約書に関して審査に反映させるというようなことはしていなかったと思えます。

○委員 仮にシュワブの陸上部分から土砂が取れないということが審査の段階でわかった場合はどうなりますか。審査のチームとしては。

○職員 取れないという理由にもよりますですね。

○委員 一応、法的に賃貸借、つまり使わせるということは契約しているけど、土砂ですから土砂を取って、これを埋め立てに使うということは、例えば岩ズリなどいろんなところから買ってきますよね。

○職員 はい。

○委員 こういう意味では、ある意味で財産有価物というか、財産的な価値があると思うのですよね。だからいわゆる賃貸借が使わせるということを前提にした契約なので、それではできないと仮になった場合、その審査チームとしてはどういうようにこの問題を考えるかという。

○職員 当時、そういうようなことまではちょっと検討していなかったと思います。法律上は、仮に土が使えなければ、別の土を使うということは変更承認申請、場合によっては変更承認申請も要らない場合もあると思いますけども、そういう手続きをすれば、承認すれば変えるということは可能かと思います。

○委員 変更承認申請とは承認の後の話ですか。その前でもそういうことができるのですか。審査の段階でね。

○職員 私の記憶では、公有水面埋立法上は、申請した申請書について告示が終わった以降に変更する場合は、取り下げてもう一度ということになっていたと思います。

○委員 取り下げでね。

○職員 はい。一旦免許、あるいは承認したものについて変える場合は変更承認申請が必要と。

○委員 ということですね。

つまり、これはいわゆる埋め立ての土砂や埋め立ての材料の調達先が確保されているかという問題になってくるだろうと思うのですよね。1つはね。

○職員 はい。

○委員 その調達計画がそれぞれ違ってきたと、必要な土砂が確保できないという計画だといった場合は、それは承認できるのですか。

○職員 埋め立てに用いる土砂が法律上、完全に確保できるかどうかというところまでは審査の対象にはなっていないと思います。

○委員 審査の対象にはなっていない。

○職員 なっていないと思います。

○委員 その事業の、いわゆる調達計画は参考で。

○職員 参考ではありませんけれども、例えばですが、今回、埋立用の土砂を沖縄本島、九州、四国、瀬戸内海から移入することになっていますけれども、調達先は地図では示されておりますけれども、例えばそこと本当に契約をしているのか、あるいはそこがある一定量を出すと本当に言っているのかなど、そこまでは契約しているという添付までは求められていないということです。

○委員 つまり、その計画がきちっと計画されて提出されているということは必要だけれども、それが具体的な甲の事業者と契約しているかどうかまでは審査の対象ではないと。実現可能性までは審査の対象でないと。実現というかなんというか。

○職員 要するに100%の担保がとれているかというようなところまでは添付資料として求められていないと思います。

○委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかにどなたか。いいですか。

では、どうもご苦労さまでした。

(関係職員退室)

~~~~~

○委員長 少し時間も押していますけれども、次回以降、どのような形で進めていくかということについては、委員である程度共通の認識を共有しておかないといけないと思うのですが、そういうことでこの先以降について、何かどなたかお考えはありますか。

○委員 今後のスケジュールをちょっと確認いたしますと、今回は24日ですね。それから次々回が29日という形になっておりますので、まず1つは、このヒアリングはきょうで終わるのかどうなのかということを決めないといけないと思うのですね。大まかなものとして。

それから、もう1つは、この報告書の検討に入ることになると思うのですが、それをどういう形で進めていくかという、この2点があると思うのですが、ヒアリングについては、概ねきょうで終わるということではないかというようには思っているわけですが、あとは委員方の意見を聞いてヒアリングをどうするかと。

それから報告書については、従前から弁護士委員で作成を検討して、前回ですか、一部提出してあるところなので、次回にその全体的なものをお出しするということにしたらどうかと思っております。

○委員長 ほかにどなたかありますか。まったく別のことでよろしいです。これも関連でもいいのですが、とりあえず何か、それぞれちょっとご意見を伺いましょうか。

○委員 ヒアリングは今、委員がおっしゃられたように、一応、時間の制約もありますし、よろしいのではないかと思います。1つ、こういうことができないかと思うものは、今回の件で第三者委員会がどういう結論を出すのかということは大変注目されてい

と思うのですが、その際に、やはり県民の目から見てもわかりやすいということでは、ジュゴンやサンゴ、オスプレイなどがあると思うのですが、ジュゴンについてなのですけれども、私のメモでも出させていただきましたけれども、アセスのやり方がそもそもおかしかったということがあるのですね。基本的な事項は定量的にやるのだというようにしばられていながら、最後の最後まで定性的でやっていって、補正評価書の段階でだれもチェックできない形で定量的にやったと。PVAをやったということなのですが。

やはり定量的にやれということは、かなり法律そのものに近いのですよね。アセス法の考え方の基本でございますので、それがやったという形のアリバイがつくられているのですが、やった結果が科学的に妥当なものかということは、これはという専門家の方に、まさにジュゴン問題の専門家の方に問い合わせるような形、委員会としてこの結論はどのように評価されますかということの意見書を求めるというようなこと、つまり今回の担当の方のヒアリングではなくて、今、そういうピンポイントのご意見を求めるということはいかがかと思うのですが、もしそれをやる意味があるということであれば、私、ジュゴン問題については第一人者だと言われている方に連絡ができますので、そういう方のご意見を聞いてみてもよいのではないかと思いますけど。

**○委員長** 委員、このアセスの問題について、委員がかなり一貫して、このアセスのやり方はおかしいというご意見を述べておられるわけですけど、委員たちから見ても、やっぱりこのアセスはおかしいということをお考えですか。

**○委員** 今の委員がお出しになったジュゴンの問題から意見を述べさせていただくとすれば、確かに最近ある方法である生き物がこれから生存可能かどうかということをいろいろ検討する方法が開発されていますが、必ずしもジュゴンを材料にして開発されてきた方法ではないのですね。というか、専門家とは、ジュゴンの専門家ではない人のほうが、ひょっとしたらその解析をより詳しくできるかもしれないということは感じています。

ただ委員がおっしゃっている専門家がその方面に大変明るくて、見ていただければ、すぐ評価していただけるのであれば、それは1つの方法だろうと思いますが、でも委員、それはひょっとして外国の方ですよ。

**○委員** いえ、PVAの専門家ということになってくると、例えば●●先生など、おられると思うのですね。それからジュゴンの専門家ということになってくると、やはり第一人者は●●先生ではないかと思うものですから、今、委員がおっしゃられるように、●●先生はPVAがわかるのかということになると、いや、それはPVAではまた畑違いで

はないかということにもなるかと思うのですけれども。

**○委員** だから、どちらがベストかということだろうと思うのですね。例えばジュゴンの専門家であれば、世界の第一人者はオーストラリアにいますけれども、そこまで広げていくとやりとりに時間もかかってしまいますし、はたして私たちのスケジュール内で答えが出せるかどうか疑問になってきますので、どういようにこれから対応していくかということについては、意見交換が必要ではないかという感じを受けました。

それから委員長からのご質問のアセスの方法について、どんな感触を抱いているかということなのですが、調査そのものはルールにのっとった非常に詳細な調査が行われていると思います。思いますけれども、解析の方法について不十分な点があるという感触は否めないのですね。その最たるところを先ほど質問させていただいたのですが、あるいはまさに最近議論になっているところなので、事業者にかかわるアセス関係の会社の皆さんも、それを評価する県の皆さんも、さらにここでまた議論しなければいけない私たちもとても大変な状況であるということは認識しながら結論を出さなければいけないと思っています。

それから、何せ資料が膨大なので、よく読んでいくと矛盾が生じてきたり、変なことが書いてあったりというところは私自身も見つけています。それを評価書として、あるいは県の皆さんが判断した内容として、いいのか悪いのかということはどう考えていくかということが我々に求められているのではないかと思います。アセスそのものに対する評価は、今言った以上のことは私には今できません。といいますのは、方法書から評価書に至るまでのすべてを読んでいるわけではありませんので、これ以上のことは今、責任をもって言うことができないのですけれども、ところどころに今、申し上げたような議論不十分な点があるというような感触は受けています。

**○委員長** 委員は何かご意見は。

**○委員** 私は潮流シミュレーションなどそのへんを見て、今、考えられることはやっているなということがそういう印象で、あともちろん、ジュゴンに対する水中雑音の問題など何かそのへんはやはり検討をして、防衛庁の有識者会合では行動障害を起こすと言いながらあんまり議論されてないという気がします。でも、もう既にまとめの段階ですね。これから広げていくと大変だという気がしますね。

**○委員長** そうですね。既存のケースにしてと。

**○委員** 既存の、今まで聞いてきた中で、しかも我々の役目は法的瑕疵というところ

ですから、そういう観点から見ると、果たしてあくまでも研究が進んでいる分野というものは、本当にそういうものが瑕疵と言えるかどうかまでは非常に難しいと思います。ということが私の感想です。

**○委員長** 今、委員が提案された点は、いわゆるこの時期でそういうご意見を求めるとして、時間的に間に合うのですか。

**○委員** 間に合うと思うのですが、問題は今の委員のご指摘されたところで、PVAという手法そのものに関して一番お詳しいのは多分、日本では●●先生だと思いますので。

**○委員** 私もそう思います。

**○委員** ●●先生ご自身がやっておられると思われるわけですよ。ただ我々見てて、いや、パラメーターの設定が変ではないかと思うわけですが、それを専門家に向かって言うというようなことになりかねないわけですよ。

**○委員** そうですね。

**○委員** だから少し委員がご指摘された点は本質的な問題なので、今回、しかるべき専門家といった場合に、司法の専門と、対象としている生き物の専門家と両方ありますので、これは今、申し上げたことは、逆にいえば我々がひとつの論拠にした場合に、それが今度は国が切り返してくるときのウィークポイントになるだろうということでもあると思うのですね。

**○委員** でも例えばPVAのジュゴンの結果についても非常に悲観的な結果ですよ。今、出ている文言は。

**○委員** 限りなく絶滅に近い。

**○委員** 近いという、そういう面では。

**○委員** それは間違いないのではないですか。

**○委員** いや、だからそれをそういう中でもこうなったというので、今から専門家に聞いても大丈夫ですと言う人は、例えば●●さんが言ったみたいにフィリピンあたりから回遊してきて定着する。そのときに環境を整えておくべきだというような、それは新聞のコメントなのですが、そんなことを書いてあったのですね。

**○委員** 今も数少ないジュゴンにとって、この辺野古・大浦湾という彼らが好んできた生息地が消失するということの意味合いをどう評価するのかということで議論が分かれると思うのですね。

**○委員** それはジュゴンそのものの議論にするのか。その周辺の自然生態系をどう保全するのかということになるのだと思うのですね。おそらく3頭というものが正確な値だろうと思われかもしれませんが、それを使って計算すれば、やはり結論は同じだと思うのですよ。広くいえば私の分野の中に入りますので記述は読んでみたのですが、もう少し時間をかけて、その計算を自分でもやってみないと十分に理解できないというところがありますので、それがお前の責任だと言われれば、もう少しそこを読みこなさないといけません。

**○委員長** 大事な問題であるのは間違いないと思いますので、委員にもしあれでしたらお願いして、いわゆる生物学ではなくて法律をやっていると、そこにいるものを対象としないで考えていくという、沖縄全体をというような言い方の考え方というものはなんとなく釈然としないのですが、それは生物学の分野ではもうそんなことは全然釈然としないなどという問題ではなくて当たり前のことなのではないでしょうか。

**○委員** そういう言い方ではなくて、今ジュゴンの話題になっていますので、ジュゴンを例にとれば、ジュゴンを守るということは、ジュゴンの生息地を守るということですから、その観点を十分に取入れた評価書を、あるいは判断にすべきだということで、それが不十分ということになれば問題点ありという結論になるのではないのでしょうか。

**○委員長** それは委員のご感想ではそのへんは十分にされてはいないと、そういうことですか。

**○委員** ええ、残念ながらそこは私の感触では不十分です。

**○委員長** そのへんは少し委員の専門分野ということで委員にお願いしてよろしいでしょうか。

**○委員** そのあたりについては、まだこういうヒアリングの中での意見交換だけですので、ここはこういうように解釈すべきである、実行すべきであるということは私のほうから1つの提案はしなければいけないと考えてはいました。

**○委員長** すみません、そういうような方向で。

そうすると、先ほどの委員の提案は今言った、委員にお願いするというので。

**○委員** それを委員にお願いできるのであれば、これは確実に。

**○委員長** そういう形でいきましょうかね。

では、とりあえずヒアリングは基本的には今回で終わって、その後、どなたかから、どうしてもこれをというものがあつた場合には検討することはあるかもしれないけど、基本

的にはきょうでということでもよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員 私も結構です。

○委員長 そういうことで一応、そちらの点については。

2点目の指摘の報告書については、例えばどういう形になるかは別として、おそらく全体の中にピースをつくっていったりはめ込んでいったり全体のものをつくっていくという形になるのでしょうか、そういう生物の専門的なことなど、そのあたりを委員や、そういうもので、例えばジュゴンの問題など、そういうことをお願いする。

それから、サンゴ礁などの関連でもやはりあるかもしれない。それから生態系全体の問題でも、先ほど委員が質問されていたように、何かちょっと問題があったのではないかと、そのへんも含めて委員。

○委員 そう思っておりましたし、大きくこのグループを分ければ、法律の専門の皆さんと環境の専門の皆さんに分けられますので、そのグループ内のディスカッションをどこか別枠で行う、あるいはまた別のところに集まって予備的なディスカッションをするということはしなければいけないだろうとは思っていました。

○委員長 では、そのへんはそういうような基本工程でよろしいですか。

○委員 議事が終わったら予備的な検討の日程調整をしましょうか。

○委員長 はい。

それから、さらにさきほどの審議の次回以降ということになるのですが、方法について何か、とりあえず今ここで話した程度でよろしいですか。

○委員 そうですね。前から弁護士委員に原稿の作成を任せていただいているということだと思うので、我々はまた我々でちょっと検討しながら作業を進めていますので、次回前に各委員にある程度原稿をお送りして、そこでまた言われた委員の問題意識や論点などをまた協議しながら検討しながら書いていくことになるのかと思います。

○委員長 はい。

それから、当然、これはみんなで議論して決めていくことですから、仮に一種のたたき台というとおかしいのですが、それが出てきたときに遠慮ないご意見をいただくということでやりましょうか。別に法律の専門どうのこうのということとはまったく気にする必要はありませんので、大体人間はみんな一緒ですから。というような方向で、きょうはそういう形でよろしいですか。

○委員 この後は毎週集まることになっていますので、そのための資料の準備が間に合うのかどうかということはお互いに気になる場所ですね。

○委員 何かやりながら調整していくという形になるのでしょうか。

○委員長 はい。正直言って走りながら考えるという形にならざるを得ないのでしょうけれども。

○委員 つまり7月29日が最後という認識で今いくのか。あるいは予備のような日程を確保しておくのかということはお互い忙しいメンバーですので。

○委員 7月ですか、6月です。

○委員 6月29日が最後ですよ。

○委員 今7月とおっしゃった。

○委員 失礼しました。間違えました。

○委員長 今、入れるべき日にちはそこまでということですね。

○委員 その後を確保しておくのかどうかということは、次の材料がどうなるかによるわけですが、ちょっと心配なところがあります。

○委員長 これは適宜必要に応じてという形になるのでしょうか、きょうはそれでよろしいでしょうか。では、ほかに事務局のほうから何かございますか。

○事務局 では、次回の日程の確認ですが、次回は6月24日・水曜日、15時からこの場所ということになります。

○委員長 では、そういうことで、きょうはこれで閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後5時35分 閉会)

### 3. 閉 会